第３次丹波篠山市総合計画（案）
に係る調査報告書

令和２年１２月

丹波篠山市議会総合計画調査特別委員会

目　次

１．はじめに **1**

２．「第３次丹波篠山市総合計画（案）」の調査・研究について **3**

（１）調査・研究手法について 3

３．調査報告の内容について **5**

（１）第３次丹波篠山市総合計画（案）について 5
（２）基本構想（案）について 5
（３）基本計画（案）について 5
①基本計画総論について 5
②基本計画各論について 6
Ⅰ総論的な意見について 6
Ⅱ各小目標に対する意見について 6

基本目標１）市民が主役で暮らしの質を高めるまちづくり
①市民が主体でつくるまち
１．みんなが自分を活かせる地域をめざす 8
２．多様な人材と交流でまちをつくる 8

②安全で暮らしの環境が整ったまち
１．防災力を高め、安全なまちをつくる 10
２．地域と共に安心安全の暮らしをつくる 11

③生活の基盤が整ったまち
１．道路、河川、市営住宅、公園などの適正な維持管理を行う 12
２．持続的で安定した上下水道事業を提供する 12
３．最適な交通網を整備する 12

基本目標２）すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまちづくり
①あたたかい心があふれるまち
１．安心して受けられる医療と介護を充実させる 13
２．高齢者が健康で生き生きと暮らす 13
３．障がいのある人が地域で生き生きと暮らす 14
４．人権を尊重したあたたかいまちをつくる 14

②健康に生き生きと暮らせるまち
１．健康でふれあいと笑顔があふれるまちをめざす 15
２．食育で人を育み、まちをつくる 15
３．社会保障制度と権利擁護で生活を守る 15

③子育て・子育ちの環境が整ったまち
１．子どもの心身の健全な育ちを支援する 16
２．多様なニーズに応じた教育・保育を提供する 16

④子どもから大人まで学習し続けられるまち
１．学校教育、学習環境を充実させる 17
２．郷土を愛し誇りに思う人材を育成する 17
３．子どもの学びを支える環境をつくる 17
４．人生１００年時代を豊かに生きる学びを推進する 18
５．スポーツを楽しむ環境をつくる 18

基本目標３）地域に根ざした産業とうるおいのあるまちづくり
①資源を活かした持続可能なまち
１．環境を守る、まちづくりに活かす 19
２．ごみの減量化 、再資源化を推進する 19

②農業を磨き、つなぐまち
１．魅力ある農業を育てる 20
２．農地を守り未来に継承する 20

③観光資源を活かしてうるおうまち
１．丹波篠山観光で地域のうるおいを高める 21
２．外国人観光客のおもてなし態勢を整える 21

④地域に根ざした商いでにぎわいをつくるまち
１．元気な商いで地域のにぎわいを興す 22
２．企業振興と誘致で雇用を生み出す 22

基本目標４）良好な景観や伝統文化を大切に継承し、活用するまちづくり
①良好な景観と調和した空間のあるまち
１．良好な景観を保全継承し、体感・享受するまちをつくる 23
２．土地利用を継承し、賑いのある空間を創造する 23

②伝統を継承し活かすまち
１．伝統文化をまちづくりに活かす 24

③文化芸術に気軽に親しめるまち
１．文化・芸術を振興し発信する 25

基本目標５）市民と行政が手をたずさえて取り組むまちづくり
①ほしい情報が双方向につながるまち
１．市民の声を聴き、情報を共有する 26

②効果的・ 効率的な行政サービスを提供できるまち
１．効果的・効率的な行政サービスを提供する 27
２．もっと信頼される市役所、市職員をめざす 27

基本目標６）丹波篠山ブランドを創り、活かすまちづくり
①ブランドを創造し、磨きあげるまち
１．日本遺産、創造都市をまちづくりに活かす 28
２．丹波篠山の宝石を日本の宝石に育てる 28

②ブランドの情報に触れられるまち
１．丹波篠山ブランドの情報を効果的に発信する 29

４．終わりに 30

1．はじめに

平成 11 年の篠山市発足以降、合併協議会による協議と合意により策定された新市建設計画を尊重しつつ、平成 12 年に「第 1 次篠山市総合計画」（以下、「第 1 次総合計画」）が策定された。この計画において掲げられた 6 万人構想に基づき、旧町や広域行政における課題であった都市基盤の整備について、合併特例債などを活用して、短期的に解決してきた。

しかし、それらの事業に係る起債の償還とともに、国の三位一体改革等による地方交付税の大幅な削減等もあり、本市の収支バランスは崩れ、極めて深刻な財政状況に陥ることとなった。そして、平成 20 年に「篠山再生計画（行財政改革編）」が策定されたが、財政改革を主眼とするものであったことから、「第 2 次篠山市総合計画」（以下、「第 2 次総合計画」）を必然的に制約し、第 1 次総合計画とは対照的にソフト事業に重心が置かれた計画になったといえる。他方、平成 21 年に市の将来の方向性や具体策を示す「篠山再生計画（まちづくり編）[1]」が策定されたことも見逃せない。同計画については、後に策定される第 2 次総合計画の前身ともいえる考え方が示されていることも踏まえると、結果的に第 1 次総合計画と第 2 次総合計画の媒介としての役割を果たしたという見方も可能である。このように第 2 次総合計画と篠山再生計画の両編においては、深い関連性を垣間見ることができる[2]。

こうした過程の中で策定された第 2 次総合計画であるが、同計画に基づく様々な取り組みによって、日本遺産の認定やユネスコ創造都市ネットワークのクラフト＆フォークアート部門への加盟、全国景観モデル都市の選定に結実することになった。

こうしたなか、市当局においては、第 3 次丹波篠山市総合計画（案）（以下、「第 3 次総合計画（案）」）の策定を進めてきたが、総合計画については、本市の長期的なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であることから、市議会として「総合計画調査特別委員会」を設置し、調査と議論を重ねていくこととした。その調査結果を以下、報告していきたい。

最後に、当市については、先述したとおり既に一定の対外的評価は得ているものの、第 2 次総合計画の計画期間（平成 23 年度～令和 2 年度）においては、当市の魅力や資源の再認識・再評価を行う等、まちづくりの方向性を確立・推進するとともに、丹波篠山市に市名を変更したこと等を踏まえ、まちづくりの礎を築いた期間といっていい。このように考えると、第 3 次総合計画（案）の計画期間（令和 3 年度～令和 12 年度）は、当市の魅力や資源を磨き上げ、真価を発揮していかなければならない期間といえる。このように連続的な文脈で捉えると、元来重要な総合計画に、より一層の重要性を認めることができる。この調査報告書によって、第 3 次総合計画（案）がよりよいものとなり、市の活性化や住民福祉の向上に僅かでも寄与することができれば幸甚の至りである。

---

[1] 篠山再生計画（まちづくり編）については、篠山再生計画（行財政改革編）で示した平成 32（2020）年度に向けた財政見通しや現実的な人口見通しをもとにした上で、平成 22 年度までの実践と結果を重視した行動指針、行動計画（アクションプログラム）として、平成 20 年度から平成 22 年度の期間における第 1 次総合計画実施計画と位置付けされている。（※同計画第 1 章「1 計画の位置づけと計画期間」を参考）

[2] この点に関しては、平成 21 年に開催された「丹波篠山築城四〇〇年祭」についても触れておきたい。同祭は、市の魅力や地域資源を再認識・再評価し、新たな価値を創造していくことによって、持続可能なまちづくりへと展開させることを目的として実施された。また「丹波篠山これから 100 年のまちづくり委員会」による持続可能なまちづくりの調査研究等、この時期に行われた関連事業の蓄積が、当市の長期的なまちづくりの方向性を実質的に規定したと考えられる。こうした「丹波篠山築城四〇〇年祭」等の一連の事業によって形成された根源的なまちづくりの考え方が、篠山再生計画（まちづくり編）を経て、本市の総合的な行政計画である第 2 次総合計画として具現化された側面がある。

【参考】

■総合計画調査特別委員会の設置（令和２年９月２４日）[3]

１　名　　称　　総合計画調査特別委員会

２　設 置 の 根 拠　　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０９条及び丹波篠山市議会委員会条例第５条

３　目　　的　　総合計画について調査研究を行うこと

４　委 員 の 定 数　　１８名

５　付　議　事　件　　総合計画の調査研究に関すること

６　設　置　期　間　　調査が終了するまで

■総合計画調査特別委員会　委員名簿

委員長	隅田　雅春	副委員長	大上　和則		
委員	原田　豊彦	委員	前田えり子	委員	上田　英樹
〃	丹後　政俊	〃	安井　博幸	〃	足立　義則
〃	向井　千尋	〃	園田　依子	〃	大西　基雄
〃	栗山　泰三	〃	かんなん芳治	〃	渡辺　拓道
〃	吉田　知代	〃	河南　克典	〃	小畠　政行
〃	森本　富夫				

[3] 総合計画調査特別委員会の設置に関する決議

２.「第３次丹波篠山市総合計画（案）」の調査・研究について

総合計画における基本構想及び基本計画については、丹波篠山市議会基本条例において、ともに議決事件としている[4]ことから、両者について、調査・研究を行うこととした。

（１）調査・研究手法について

「第 3 次丹波篠山市総合計画（案）」（基本構想・基本計画）は、市の全ての分野を網羅する計画であることから、議員全員で構成する総合計画調査特別委員会を設置し、総務文教、民生福祉、産業建設の各常任委員会を分科会として位置づけた。総合計画は、大きく基本構想と基本計画で構成されており、全体会においては、基本構想（案）及び基本計画（案）総論を、各分科会においては、基本計画（案）の各論について調査を行った。それらも踏まえた上で、総合計画調査特別委員会でとりまとめを行った。

（２）基本構想（案）及び基本計画（案）の調査・研究に係る主な視点について

基本構想（案）及び基本計画（案）の、調査・研究に係る主な視点については、下記のとおりである。

調査・研究内容	主な視点
・基本構想（案） ・基本計画（案）総論	・構想、計画の位置づけ ・前基本構想・計画との関連性 ・まちづくりのビジョン・方向性の適正性 ・現状認識（課題認識）の適正性 ・小目標毎の基本計画の見方
・基本計画（案）各論	・「現状と課題認識」の適正性 ・「この小目標でめざす方向性」の適正性 を中心とした上で、 ・「施策の展開の方向性」の適正性 ・成果指標・目標の位置づけ

[4] 丹波篠山市議会議会基本条例第 16 条：地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。
（中略）
(5)　総合計画における基本構想及び基本計画
（後略）

（３）総合計画調査特別委員会の活動経過について

月日	内容	調査事項
令和２年９月 24 日	総合計画調査特別委員会設置	―
令和２年９月 24 日	第１回総合計画調査特別委員会	・基本構想（案）及び基本計画（案）総論について
令和２年９月 25 日	総合計画調査特別委員会 民生福祉分科会①	・基本計画（案）各論について （市民生活部・消防本部関係）
令和２年９月 28 日	総合計画調査特別委員会 産業建設分科会①	・基本計画（案）各論について （上下水道部・まちづくり部関係）
令和２年９月 30 日	総合計画調査特別委員会 総務文教分科会①	・基本計画（案）各論について （企画総務部・行政経営部関係）
令和２年 10 月 12 日	総合計画調査特別委員会 民生福祉分科会②	・基本計画（案）各論について （保健福祉部関係）
令和２年 10 月 14 日	総合計画調査特別委員会 産業建設分科会②	・基本計画（案）各論について （農都創造部・観光交流部関係）
令和２年 10 月 16 日	総合計画調査特別委員会 総務文教分科会②	・基本計画（案）各論について （教育委員会関係）
令和２年 10 月 30 日	第２回総合計画調査特別委員会	・基本構想（案）及び基本計画（案）総論・各論について
令和２年 11 月 12 日	市長へ申し入れ	―

３．調査内容の報告

（１）第３次丹波篠山市総合計画（案）について

第３次丹波篠山市総合計画については、基本構想を１０年間、基本計画は前期５年、後期５年で、計画期間を１０年間とする長期計画となっているが、策定期間中に新型コロナウイルス感染症の発生、拡大が起こり、感染防止対応など社会変化を余儀なくされるとともに、新たな生活様式の定着やテレワーク・オンライン会議の進展など、社会生活に大きな影響を及ぼしている。そして、未だ終息の見通しはなく、今後の社会の変化が予測し難い状況にある。

一方、人口減少社会の到来や厳しい財政状況下における公共施設やインフラ資産の維持管理に関して、長期的かつ基本的な方向性を示している公共施設総合管理計画の見直しが令和３年度に予定されている。

このように、地方自治体を取り巻く環境はしばらく不透明な状況が続くと予想されることから、１０年間を計画期間とする総合計画ではあるが、新型コロナウイルスの感染が一定程度落ち着き、以降の社会変化について見通しがつく段階において、見直しを行う必要がある。また、その時期については、公共施設総合管理計画の見直しを考慮し、令和４年度を目途に総合計画の全般的な見直しについて検討されたい。

（２）基本構想（案）について

①デジタル化の推進について

国においては、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定されるとともに、デジタル庁設置の意向が示されるなど、今後、非常な勢いで取り組みが進んでいくと見込まれる。一方で、当市の第３次総合計画（案）をみると、デジタル技術の活用に係る記述が限定的である。行政内部のデジタル化に留まることなく、市民の便益を高めるデジタル化が必要であることも含め、基本構想（案）において、デジタル化の推進を強調する必要がある。

②人口減少問題に対する姿勢として

今後の人口減少については不可避的であり、一定程度受容しながら、人口減少に伴い顕在化してくる市民生活への影響やコミュニティの弱体化について対応していくことが重要との認識は妥当である。しかしながら、市として、人口減少問題にしっかりと対峙する姿勢もまた重要であると考えることから、基本構想の本論「第２章　将来の見通し」中、「1. 人口の見通し」の記述において、市として人口問題に対し積極的な姿勢を示す記述について検討する必要がある。

（３）基本計画（案）について

①基本計画総論について

基本計画総論において、細かい分野に捉われず、前期基本計画中に重点的に取り組む事業として、シンボルプロジェクトが位置付けられているが、シンボルプロジェクトについては、取り組む内容の記述はあるものの、推進体制についての記述が見受けられない。それぞれの関係部署で取り組んでいくといった感覚では、力強く推進できない恐れがあり、シンボルプロジェクトが形骸化しかね

ないことから、推進体制について明確に記述する必要がある。

②基本計画各論について

ⅰ総論的な意見について

・計画を策定するだけにとどまらず、計画に基づく確実、適正な実行が必要不可欠である。

・支所については、各地域の身近な行政であり、その役割は重要なものであることから、今後の人口減少等も踏まえ、記述しておくべき事項である。

ⅱ各小目標に対する意見について

７ページ以降を参照

＜参考：基本計画各論-小目標に係る意見の見方について＞

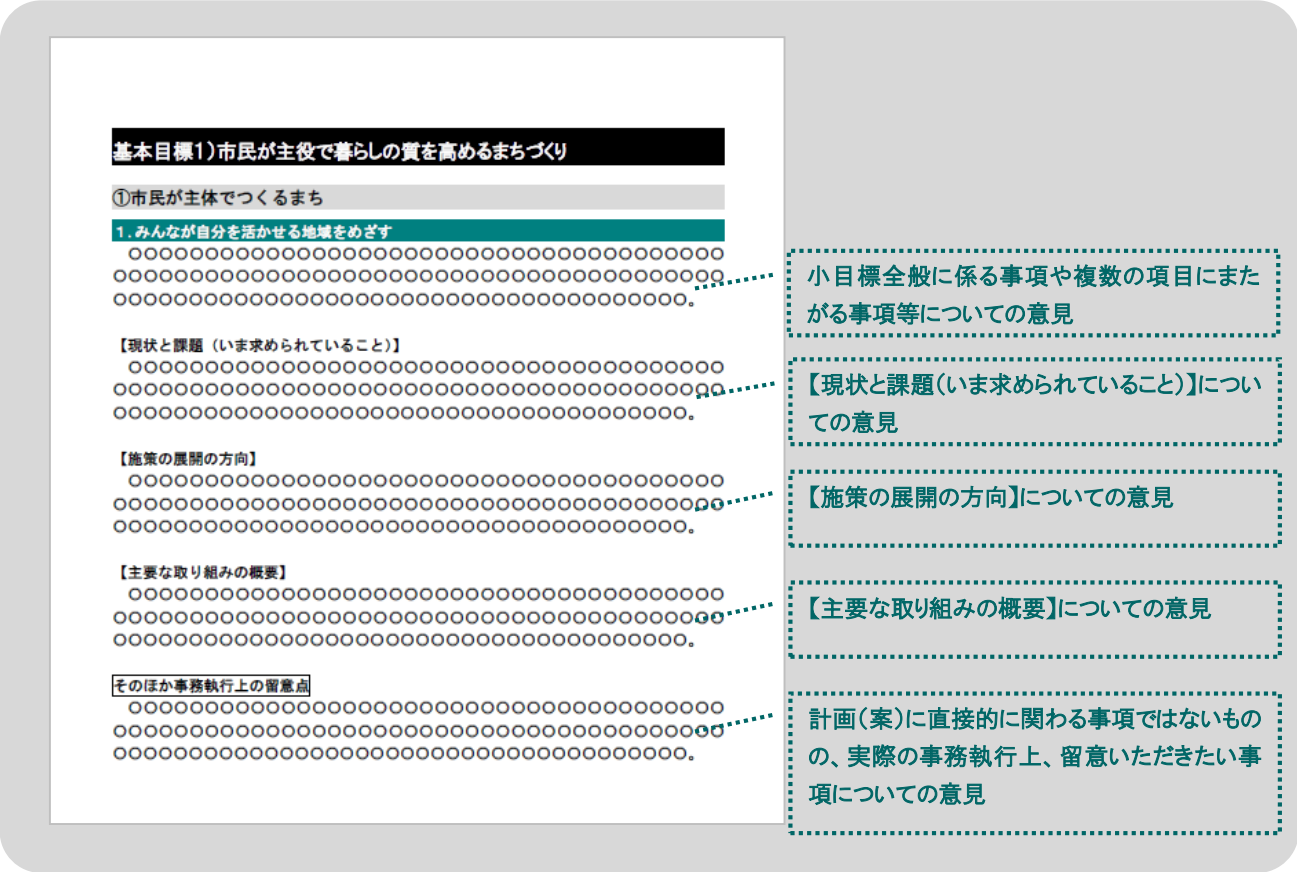

※基本計画各論の小目標に記載されている各項目（「この小目標でめざすこと」「現状と課題（いま求められていること）ほか」の解説については、右図を参照。

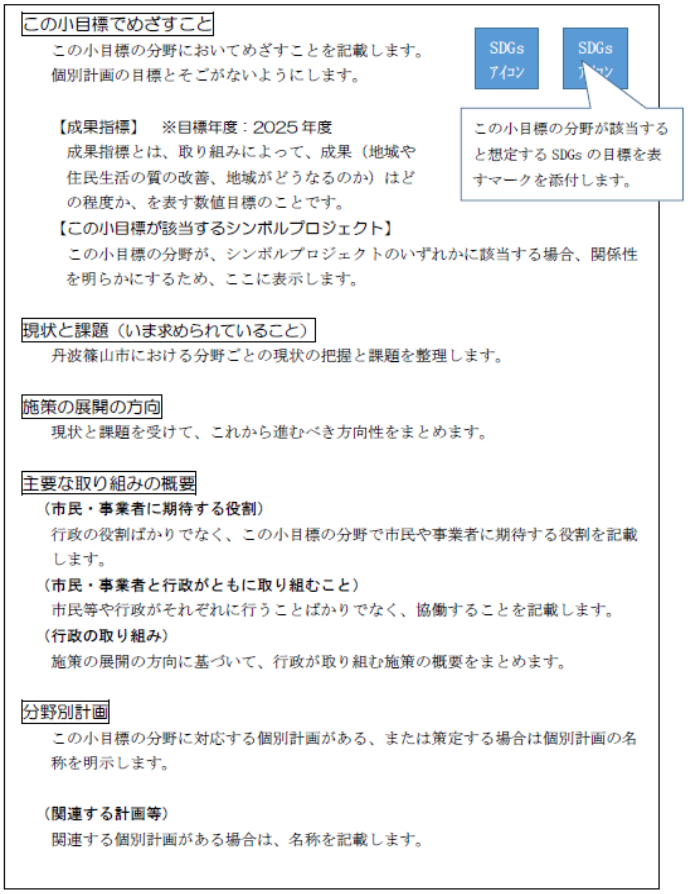

この小目標でめざすこと

この小目標の分野においてめざすことを記載します。
個別計画の目標とそごがないようにします。

SDGs アイコン　SDGs アイコン

この小目標の分野が該当すると想定する SDGs の目標を表すマークを添付します。

【成果指標】　※目標年度：2025 年度
成果指標とは、取り組みによって、成果（地域や住民生活の質の改善、地域がどうなるのか）はどの程度か、を表す数値目標のことです。

【この小目標が該当するシンボルプロジェクト】
この小目標の分野が、シンボルプロジェクトのいずれかに該当する場合、関係性を明らかにするため、ここに表示します。

現状と課題（いま求められていること）
丹波篠山市における分野ごとの現状の把握と課題を整理します。

施策の展開の方向
現状と課題を受けて、これから進むべき方向性をまとめます。

主要な取り組みの概要
（市民・事業者に期待する役割）
行政の役割ばかりでなく、この小目標の分野で市民や事業者に期待する役割を記載します。
（市民・事業者と行政がともに取り組むこと）
市民等や行政がそれぞれに行うことばかりでなく、協働することを記載します。
（行政の取り組み）
施策の展開の方向に基づいて、行政が取り組む施策の概要をまとめます。

分野別計画
この小目標の分野に対応する個別計画がある、または策定する場合は個別計画の名称を明示します。

（関連する計画等）
関連する個別計画がある場合は、名称を記載します。

【第 3 次丹波篠山市総合計画（案）P. 38】

基本目標1）市民が主役で暮らしの質を高めるまちづくり

①市民が主体でつくるまち

1．みんなが自分を活かせる地域をめざす

【現状と課題（いま求められていること）】

地縁型組織が農村維持のため、地域活動をされている旨の記述があるが、自分たちの地域を元気にしたい、楽しく暮らしていきたいといった前向きな姿勢が根幹にあることを踏まえた記述が必要である。なお、「市民・事業者に期待する役割」においても同様の記述が必要である。

【施策の展開の方向】

地縁型組織とテーマ型組織との連携を図っていく、とあるが、連携の糸口を見出すため、地縁型組織における地域課題に係る協議の場を設ける等、連携を図っていく具体的な仕組みについての記述が必要である。また、市内には、課題解決型のテーマ型組織が多くはないことから、テーマ型組織の育成支援を図っていく旨の記述も必要である。

【主要な取り組みの概要】

「現状と課題（いま求められていること）」において、地域のコミュニティ存続が困難になる地区がみられる、とあることから、項目「主要な取り組みの概要」の「行政の役割」において、存続が困難な比較的小規模な自治会に対する関りについて記述する必要がある。

2．多様な人材と交流でまちをつくる

成果指標を「空き家バンクを利用した移住件数」としていることから、「現状と課題」及び「市民・事業者に期待する役割」に「空き家活用に取り組み、定住につなげる」との記述が必要である。

【この小目標でめざすこと】

交流のフィールドを「丹波篠山」としているが、フィールドの地理的限定を設けず、都市部や情報通信技術を活用した「新しい交流フィールド」づくりの視点が必要であると考える。

【施策の展開の方向】

神戸大学との官学連携にとどまらず、「他の大学との連携を広げる」との記述が必要である。

【主要な取り組みの概要】

①「行政の役割」について、今後、自治体間連携がますます必要になってくる中、姉妹都市との関係については、従前の市民交流のみならず、職員の人事交流や経済交流を推進していく旨の記述が必要である。

②参画と協働の推進の視点から、姉妹都市及び災害相互応援協定締結市町名を明示することが望

ましい。

③外部人材を受け入れる内部人材の育成の視点が必要であり、福祉、農業等を含めたすべての分野での担い手の育成について記述する必要がある。

④ふるさと納税の寄附件数の目標を達成するために、返礼品の充実が必要であることから、地元企業と連携した返礼品の製作に取り組むことを明確に記述する必要がある。

基本目標1）市民が主役で暮らしの質を高めるまちづくり

②安全で暮らしの環境が整ったまち

1．防災力を高め、安全なまちをつくる

【この小目標でめざすこと】

成果指標として、まちづくり協議会の地区を単位として、一定数の受講者数があることが望ましいことから、検討されたい。

【現状と課題（いま求められていること）】

消防本部に関して記述する必要がある。

【施策の展開の方向】

人口減少や財政状況の見通しとともに、消防本部の築年数が 10 年後には、50 年になることも踏まえ、消防本部及び出張所の在り方について、検討していく旨の記述が必要である。

非常食や防災資機材といったモノの整備は記述されているが、運用する人材についての記述が見受けられない。とりわけ、避難所運営においては、防災に係る知識をもつ市民がいることにより、円滑に進んでいくことも想定されることから、市民に対し、ひょうご防災リーダー講座の受講を進めるなど、豊富な防災知識をもつ市民の育成を進めていく必要がある。

【主要な取り組みの概要】

「市民・事業者に期待する役割」において、自助意識を高めましょうとの記述がある一方、「行政の役割」において、期待する役割を実現するための支援に係る記述が見受けられないことから、非常食や飲料水の備蓄等、ローリングストックの考え方も含め自助意識を高め、災害に備えるための啓発に取り組む旨の記述が必要である。

そのほか事務執行上の留意点

昨今の気象異常による大規模災害がいつどこで起こっても不思議ではないため、市内危険対象地域に対し万全の対策を行う必要があると共に、該当地域、又は周辺地域に居住している住民に対し危険情報の周知徹底が必要である。

２. 地域と共に安心安全の暮らしをつくる

犯罪被害者支援条例を制定していることも踏まえ、犯罪被災者支援に関して各項目において記述する必要がある。

【主要な取り組みの概要】

「市民・事業者に期待する役割」において、自主的な免許返納を推進しているが、免許返納については、交通手段の補完と両輪で考えなければならない。公共交通を所管する関係部署との連携の中で、免許返納を推進していく旨を記述する必要がある。なお、「運転の自信のない」という文言については精査されたい。

基本目標1）市民が主役で暮らしの質を高めるまちづくり

③生活の基盤が整ったまち

1．道路、河川、市営住宅、公園などの適正な維持管理を行う

【主要な取り組みの概要】

「市民・事業者と行政の協働の役割」について、施設等の維持管理について市民に協力を依頼する記載があるが、高齢化の進展など担い手の現状も踏まえた記述とする必要がある。

そのほか事務執行上の留意点

生活の基盤となる事項であるため、誰もが住みやすい環境づくりを行う視点での適正な維持管理が必要であるとともに、市民のニーズ調査に基づき新設等を行う必要がある事象については適切な対応が求められる。

2．持続的で安定した上下水道事業を提供する

【現状と課題（いま求められていること）】

施設整備の計画的、効果的な整備によるサービスの持続の必要性の記載があるが、市民に安全で安心な水を安定して供給するためには、経年劣化等による設備更新は避けることが出来ない。計画的、効果的な整備を進めていくためにも、公共施設等総合管理計画との整合性を踏まえた記述が必要である。

また、水道料金の改定について現行料金を維持する旨の記載があるが、人口減少により水道料金収入が減り、また施設の老朽化に伴う修繕等も予測されており、厳しい経営状況にあるということは充分理解出来る一方、本市の水道料金は高いという市民の声も寄せられている。現行料金を維持するのみではなく、改善する意欲がある姿勢を記述し、市民とともに協力しながら取り組んでいく姿勢が根幹にあるということを踏まえた記述が必要である。

3．最適な交通網を整備する

そのほか事務執行上の留意点

安定的な公共交通をさらに充実できるよう取り組まれたい。特に当該計画期間中、科学技術の目覚ましい発展が予想され、バス等の無人自動車の研究も進められたい。また、シンボルプロジェクト「地域に応じた移動交通手段の確保、物やサービスを移動させる方法の検討」の考え方をもって、「人と物の混乗」を研究テーマとして、前期５年間取り組まれたい。

基本目標2）すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまちづくり

①あたたかい心があふれるまち

1．安心して受けられる医療と介護を充実させる

この小目標は、0 歳から 100 歳まで、生まれてから死ぬまで医療・福祉サービスを提供等することが趣旨であると考えることから、タイトルの表現を、高齢者が対象となる「介護」ではなく、「福祉」を用いるべきである。

【施策の展開の方向】

市内産婦人科医院との連携協定を締結されたことから、「施策の展開の方向」に記述しておくべきである。

【主要な取り組みの概要】

「市民・事業者に期待する役割」において、「軽症など安易な形での時間外診療（コンビニ受診）を避けましょう。」とあるが、当事者が軽症などの状況判断を的確に行うことは難しい側面があることも踏まえ、精査する必要がある。

「行政の役割」において、「産前産後ケアの充実に向けて、重要な役割を担う助産師の雇用を進めます」とあるが、My 助産師制度事業の稼働見込みが立っていないこと等も含め、「事業実績等の状況に応じて雇用を進める」とするべきである。

2．高齢者が健康で生き生きと暮らす

高齢者福祉施策については、介護予防と認知症対策、そして介護者支援の 3 つが柱であると考えていることから、介護者支援についても記述する必要があるとともに、シルバー人材センターについても高齢者の社会参画等、重要な役割を果たしていることから、記述する必要がある。

【現状と課題（いま求められていること）】

介護予防の取り組みが重要になってくるとあるが、財政面からの説明にとどまっていることから、第一義的には高齢者が健康で生き生きと暮らすことにある旨を記述する必要がある。

【主要な取り組みの概要】

「市民・事業者と行政の協働の役割」において、いきいき塾等の介護予防の取り組みを推進していくとあるが、新型コロナウイルスの感染対策も踏まえた記述にする必要がある。なお、「事業所は自立支援を基盤とし、利用者本位のサービスを提供しましょう」とあるが、「利用者本位」という文言については精査する必要がある。

３. 障がいのある人が地域で生き生きと暮らす

【この小目標でめざすこと】

障がい者の方の暮らし易いまちづくりを進めるために、障がいのある方とそうでない方が相互に人格を尊重していくこと等が重要との趣旨であると考えられることから、

「障がいの有無にかかわらず、暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、相互に人格と個性を尊重し、」ではなく、

「暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、」とされたい。

【施策の展開の方向】

医療的ケアを必要とする障がい者の方の記述が少ないことから、保護者の方に対する支援についても記述する必要がある。

また、障がい者の方の社会参加を推進するため、各事業所の法定雇用率の向上を図る等、具体的な言及が必要である。

４. 人権を尊重したあたたかいまちをつくる

ふれあい館や児童館については、人権に係る相談業務のほか、広報活動や文化活動をされていることを踏まえ、記述する必要がある。

【現状と課題（いま求められていること）】

「人権三法」について触れているが、日本国憲法の理念が前提にあることから、その旨、記述されたい。

【施策の展開の方向】

成果指標に女性委員の登用率を掲げていることからも、具体的な女性登用率を高める方策を記述する必要がある。

そのほか事務執行上の留意点

人権啓発推進員の担い手の確保や、人権に係る相談対応の際、地域の事情をよく把握されている民生児童委員との連携については、事業を進めるうえで留意すべきである。

基本目標2）すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまちづくり

②健康に生き生きと暮らせるまち

1．健康でふれあいと笑顔があふれるまちをめざす

【主要な取り組みの概要】

地域の中で健康づくりの主体を担う人材は減っていることから、「主要な取組の概要」の「行政の役割」において、愛育班に対する市の関りについて記述が必要である。

2．食育で人を育み、まちをつくる

「現状と課題」における「食の自立」及び「主要な取り組みの概要」の「市民・事業者に期待する役割」における「事業者」という文言については、その意味するところがわかりにくいことから、精査する必要がある。

【主要な取り組みの概要】

いずみ会との連携強化を謳う一方、会員数は減少傾向にあることから、「行政の役割」において、市としてのいずみ会に対する関わりについての記述が必要であるとともに、乳幼児のむし歯率が高い現状があること等も踏まえ、保護者に対するアプローチの記述が必要である。

3．社会保障制度と権利擁護で生活を守る

SDGs のターゲットが多く並んでおり、総合的な福祉施策の記述になっているなか、中目標「②健康に生き生きと暮らせるまち」の 3 番目に位置づけされているが、最近の福祉課題は、多様化・複雑化していることも踏まえると、この小目標は、福祉関連の冒頭に位置付けることが適当である。

【この小目標でめざすこと】

SDGs の「誰 1 人取り残さない」というフレーズは、福祉施策の究極的な目標であるともいえることから、「この小目標でめざすこと」において記述する必要がある。

【現状と課題（いま求められていること）】

令和 7 年の表記は、一般に 2025 年問題と言われていることから、2025 年と表記すべきである。

【施策の展開の方向】

「施策の展開の方向」や「主要な取組の概要」については、虐待防止に係る取り組みの記述が見当たらないことから、記述する必要がある。

【主要な取り組みの概要】

「市民・事業者に期待する役割」に「介護事業者等」とあるが障がい福祉事業者も記述されたい。

基本目標2）すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまちづくり

③子育て・子育ちの環境が整ったまち

1．子どもの心身の健全な育ちを支援する

「この小目標でめざすこと」において、子育ては男女が協力して取り組んでいく旨の記述があることから、SDGs のジェンダー平等のターゲットを追加されたい。

また、子育て包括支援センターふたばについて記述する必要がある。

【この小目標でめざすこと】

My 助産師ケアセンター事業については、関係の成果指標を掲げる必要がある。

【施策の展開の方向】

子ども・子育て支援については、保健福祉部と教育委員会の 2 つの部署に分かれているが、どこに相談に行けばいいのかわからないといった課題があることを踏まえ、施策の展開の方向において、よい子育て支援に繋げるため総合的支援としての位置づけを記述すべきである。

【主要な取り組みの概要】

市民の身近な公園は、篠山チルドレンズミュージアムに限定されないことから、市内の公園マップを作成、周知していることも含めた記述とすべきである。

2．多様なニーズに応じた教育・保育を提供する

【主要な取り組みの概要】

（行政の役割）において、家庭で育児される保護者に対しても、安心して育児ができる環境づくりに向けて、福祉部門と連携して取り組むとの記述が必要である。

そのほか事務執行上の留意点

今後、さらなる出生率の減少が見込まれる。保育の量が減少する一方で人材確保を進めることになると乖離が生まれることから、随時、保育の量の見込みを見直しながら進められたい。

基本目標2）すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまちづくり

④子どもから大人まで学習し続けられるまち

１．学校教育、学習環境を充実させる

【施策の展開の方向】

ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて、ＩＣＴの活用とともに情報リテラシー（情報活用能力）の向上が重要である。今後子どもたちが身につけていかなければならない能力であり、しっかり取り組むとの記述が必要である。

２．郷土を愛し誇りに思う人材を育成する

文化の祭典事業など市民の文化、芸術活動に対する支援も行っていることも踏まえ、文化活動支援についての記述が必要である。

【主要な取り組みの概要】

（行政の役割）において、学校における食育について、年間の全体計画や指導計画に基づき、栄養教諭や学校給食センターと連携を密にして取り組むとの記述が必要である。

そのほか事務執行上の留意点

小目標の「郷土を愛し」の心の醸成にもつながることから、丹波篠山の歴史をつくってこられた人物について、しっかりと子どもたち伝える教育に取り組まれたい。

また、「丹波篠山」を誇りに思い、自分の言葉で「ふるさと丹波篠山」を語ることができる子どもたちの育成に向け、ふるさと教育に取り組まれたい。

３．子どもの学びを支える環境をつくる

【この小目標でめざすこと】

既存のハードの有効活用や仕組みを変えるなど、ハード面でも子どもの学びを支える環境づくりの視点が必要である。

また、「成果指標」において、通学合宿については、貴重な体験を得られる場であるため、現行の４地区の実施か所数の拡大を目標とすべきである。

そのほか事務執行上の留意点

青少年の健全育成については、子どもの育ちを支える時代に合った見直しが必要であり、その団体の育成・支援に取り組まれたい。

４. 人生１００年時代を豊かに生きる学びを推進する

【施策の展開の方向】

人生 100 年時代を豊かに生きるためには、学びだけではなく、実際の活動、社会参画の場まで見据える必要がある。項目「施策の展開の方向」において、社会参加の機会を支援するとあるが、具体的な記述が必要である。

そのほか事務執行上の留意点

学びの場にアクセス出来ない方のサポートや生涯学び続けられる環境整備については、人生１００年時代を意識した視点をもって、生涯学習の仕組みづくりを進められたい。また、今後さらにＩＣＴ技術の進歩や環境整備が進むことから、今後１０年の図書館サービスの充実及び読書活動支援に向けて、電子書籍の導入研究を進められたい。

５. スポーツを楽しむ環境をつくる

そのほか事務執行上の留意点

東京オリンピック、パラリンピックを契機として取り組みを進めていくのであれば、障がい者も含めたすべての市民がスポーツに参加できるという視点をしっかり持って、福祉部門と連携しながら進められたい。

基本目標3）地域に根ざした産業とうるおいのあるまちづくり

①資源を活かした持続可能なまち

1．環境を守る、まちづくりに活かす

【現状と課題（いま求められていること）】

森林の公益的機能、またそれの適切な管理、実際の管理する人等の人材確保の課題の記載があるが、この課題を解決するためには、事業者や市民の協力を得た上で、適切な管理に繋げなければ課題の解決に結びつかない。協力いただく市民にとってよりわかりやすい表現で記載する必要がある。

また、気候変動に対応するため低炭素社会の実現が求められている中で、若者に向けたメッセージとして取り組み手法の記載があるが、言葉の趣旨が伝わりにくいことから、市民に広く理解いただける記載とする必要がある。

【主要な取り組みの概要】

「市民・事業者に期待する役割」において、省エネルギーや太陽光発電などの創エネルギー機器の導入促進の記載があるが、本市においては、条例上の規制があり、無秩序な大規模設置は推進できないことから、誤解しないよう記述する必要がある。

2．ごみの減量化、再資源化を推進する

【現状と課題（いま求められていること）】

環境美化パトロールやポイ捨て禁止の看板など、ポイ捨て等の不法投棄の防止に取り組んできていることから、「現状と課題（いま求められていること）」に記述する必要があると同時に、「施策の展開の方向」においても、記述が必要である。

【主要な取り組みの概要】

「市民・事業者と行政の協働の役割」について、ごみ全体に対する生ごみの割合は小さくないことから、生ごみ処理機の購入助成等、生ごみの減量を図っていく取り組みについての記述が必要である。

基本目標3）地域に根ざした産業とうるおいのまちづくり

②農業を磨き、つなぐまち

1．魅力ある農業を育てる

そのほか事務執行上の留意点

本市の農業は多種多様な担い手に支えられて維持できていることから、必要に応じた支援策を検討し、担い手の育成を図る必要がある。

2．農地を守り未来に継承する

【この小目標でめざすこと】

次に、「成果指標」に「化学肥料・農薬低減技術による水稲栽培面積」を記載しているが、低減技術に関する条件等を補足する必要性がある。

【施策の展開の方向】

草刈りに対しての記述が見当たらないことから、高齢化が進んでいる本市において、農地を農地として維持するためにも、機械化の導入による草刈りの省力化についての方向性を記載する必要がある。

そのほか事務執行上の留意点

農地や土地改良施設などの機能を向上させ、農業がしやすい農地を未来に手渡していく目標を立てているが、事業実施にあたっては、環境、農家ともに配慮しながら事業展開する必要がある。

基本目標3）地域に根ざした産業とうるおいのあるまちづくり

③観光資源を活かしてうるおうまち

１. 丹波篠山観光で地域のうるおいを高める

【主要な取り組みの概要】

With コロナ期におけるツーリズムの記載があるが、新しい観光の在り方で提唱されている「ワーケーション」の概念を含めた記載を検討されたい。

「市民・事業者と行政の協働の役割」について、中心市街地以外にも観光客が周遊できるような多様な観光客誘致策を検討する記載がなされていることは一定評価できるが、市民・事業者・行政が一緒になり、積極的に取り組んでいくというような姿勢の記載にすべきである。

そのほか事務執行上の留意点

本市は２つの「日本遺産」認定と「ユネスコ創造都市ネットワーク」加盟、全国の景観モデル都市に選ばれるなど全国的に注目度が高まり、一年を通じて多くの観光客が訪れている。土、日、祝祭日においては、車道に観光客があふれているような危険な状況も見受けられる。市外の方に本市を訪れていただき、ゆっくりと楽しんでいただけるような環境整備の在り方についても、観光客の満足度を高めるためのおもてなしの一つとして検討する必要がある。

２. 外国人観光客のおもてなし態勢を整える

そのほか事務執行上の留意点

本市は姉妹都市協定を結んでいる外国の年やユネスコ創造都市ネットワークのクラフト＆フォークアート部門に加盟している都市との交流を既に行っている。新たな外国人客の誘致も必要であるとともに、関係性が構築できている国とのネットワークを最大限活用した外国人観光客の誘致拡大も検討されたい。

基本目標3）地域に根ざした産業とうるおいのあるまちづくり

④地域に根ざした商いでにぎわいをつくるまち

１. 元気な商いで地域のにぎわいを興す

【この小目標でめざすこと】

「成果指標」に記載のある起業支援件数について、諸事情はあると考えるが目標数値が低いといわざるをえない。現状、市街地だけでなく市内各地で古民家等を利用した個性あふれる店舗での起業が見受けられる一方、後継者不足により空き店舗も増加しており、地域のにぎわいを保つためには、起業者を増加させる必要があることから、積極的な目標値を掲げる必要がある。

【主要な取り組みの概要】

既存の店舗について、後継者の育成等も含め事業継続していくための積極的な行政の姿勢を明記する必要がある。

２. 企業振興と誘致で雇用を生み出す

【この小目標でめざすこと】

「成果指標」において、「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の累計承認数」の表現がわかりにくいため、「誘致企業数」という明確な文言を用いることが好ましい。

【主要な取り組みの概要】

（行政の役割）において、市内事業所に就職後の定着率に課題があり、セミナーなどの開催によるフォローアップにより離職率を下げるとの記述が必要である。

そのほか事務執行上の留意点

兵庫県の方向性とも合致、連携した企業誘致、企業振興に取り組まれたい。また、「成果指標」において「地元高校からの市内事業所への就職率」が挙げられているが、市内就職数を増やすためには、就学ニーズの高い篠山産業高校の定員枠を増やす方法も想定できることから研究されたい。また、災害リスクが低い点もＰＲしながら企業誘致に取り組まれたい。

基本目標4）良好な景観や伝統文化を大切に継承し、活用するまちづくり

①良好な景観と調和した空間のあるまち

1．良好な景観を保全継承し、体感・享受するまちをつくる

【主要な取り組みの概要】

「市民・事業者と行政の協働の役割」において、本市の景観と調和した環境形成に取り組んでいただくことを事業者の役割として記述しているが、環境を形成することは、事業者の本来の目的ではない。こうしたことを踏まえ、事業者の主たる目標である事業活動を行う中で、本市の景観に調和するような配慮をいただく旨の記述を検討する必要がある。

2．土地利用を継承し、賑いのある空間を創造する

【この小目標でめざすこと】

「成果指標」に記載のある「里づくり計画」について、市民により理解してもらうためにも、「里づくり計画」についての注釈が必要である。

基本目標 4）田園景観や伝統文化を大切に継承し、活用するまちづくり）

②伝統を継承し活かすまち

1．伝統文化をまちづくりに活かす

「この小目標でめざすこと」において、歴史資料やまちづくり資産の散逸防止や個々に保存されている資料などをしっかり管理し、活用していく体制を整えるとの記述が必要である。あわせて「現状と課題（いま求められていること）」においても、歴史資料やまちづくり資産が個々に保存されており、その散逸などの防止や保存、活用し、まちづくりに活かしていくためのハード面の整備が課題であるとの記述が必要である。

基本目標4）田園景観や伝統文化を大切に継承し、活用するまちづくり

③文化芸術に気軽に親しめるまち

1．文化・芸術を振興し発信する

【主要な取り組みの概要】

旧町の各文化協会が地域に根差した文化的活動をされており、文化協会に支援し、地域の文化力を高めてもらうという記述が必要である。

（行政の役割）において、市民に文化・芸術活動の参画を促すため、あるいは文化・芸術を活用したまちづくりを進めていくために「発信する」との具体的な記述が必要である。

そのほか事務執行上の留意点

人口減少に伴い、文化・芸術活動が広域化しており、化石活用も含め、広域での振興の視点をもって施策を進められたい。

基本目標5）市民と行政が手をたずさえて取り組むまちづくり

①ほしい情報が双方向につながるまち

1．市民の声を聴き、情報を共有する

【この小目標でめざすこと】

ふるさと一番会議やこんにちは市長室は補完的なものであり、直接、市職員が市民の声を聴き、施策に役立てるという基本的姿勢の記述が必要である。

また、「ふるさと一番会議」及び「こんにちは市長室」の記述と「成果指標」としての「市民の皆さん等からの意見・提案受付数」が結び付いていないのであれば、記述の工夫が必要である。

そのほか事務執行上の留意点

丹波篠山市のホームページの改修により、必要な情報にアクセスしにくくなった。常に情報が共有できるようブラッシュアップしながら、改善に取り組まれたい。また、効果的な情報発信のために、機構改革も含め、一元化に取り組まれたい。

基本目標5）市民と行政が手をたずさえて取り組むまちづくり

②効果的・効率的な行政サービスを提供できるまち

１. 効果的・効率的な行政サービスを提供する

【この小目標でめざすこと】

「成果指標」において、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の長寿命化を図る中、経常収支比率９０％の目標は適切な行政運営の妨げになる恐れがある。成果指標として再考し、ＩＣＴの推進目標を定め、指標に掲げるべきである。

【主要な取り組みの概要】

（市民・事業者に期待する役割）において、各種税金については、「納付期限を守りましょう」との記述ではなく、税の公平性の観点から、強い表現に改めるべきである。

また、（行政の役割）において、今般のコロナ禍が徴収率に影響を及ぼすことが予想される。長期目標の中で、徴収率の目標を明記すべきである。

２. もっと信頼される市役所、市職員をめざす

【施策の展開の方向】

専門的人材を外部に頼りがちになりつつある。複雑かつ高度な住民ニーズに対応するために、スペシャリストの育成を明記する必要がある。

そのほか事務執行上の留意点

職員のあいさつの徹底をさらに意識づけるよう取り組まれたい。また、人事配置や異動期間も考慮しながら、スペシャリストの育成に取り組まれたい。

基本目標6）丹波篠山ブランドを創り、活かすまちづくり

①ブランドを創造し、磨き上げるまち

1．日本遺産、創造都市をまちづくりに活かす

本市の大事な宝物の一つである王地山焼に関して、「施策の展開の方向」「市民・事業者と行政の役割」において、記載する必要がある。

【施策の展開の方向】

本市は、日本遺産、ユネスコ創造都市、伝統的建造物群保存地区、全国景観モデル都市にも選定され、他の都市に比べ誇れる宝物を有しており、加えて芸術性を活かした生業を行うアーティスト等が多数住んでいる。こうしたアーティスト等の視点を活かし、魅力あるまちづくりに繋げていくことが重要であることから、アーティストの活用を図る旨の記載が必要である。

2．丹波篠山の宝石を日本の宝石に育てる

小目標の標題について、丹波篠山の地域資源を「宝石」と表現されているが、「宝石」が地域資源を指すものであることがわかるよう「宝石（地域資源）」と記述されたい。

【この小目標でめざすこと】

「成果指標」において、地域ブランド調査における「まちの魅力度」を指標とすることは、具体性に乏しく、適切ではない。丹波篠山への観光客などに対するマーケティング調査で得られる具体性のある数値を指標に設定すべきである。

そのほか事務執行上の留意点

丹波篠山市には多くの宝石があるにもかかわらず、情報発信が不得手である。組織的、戦略的に情報発信、ＰＲに努められたい。また、一旦定めたブランドコンセプトに固執することなく、時代やマーケットに合わせた柔軟なブランドコンセプトの視点を持ち、施策展開されたい。

基本目標6）丹波篠山ブランドを創り、活かすまちづくり

②ブランドの情報に触れられるまち

1．丹波篠山ブランドの情報を効果的に発信する

【この小目標でめざすこと】

「成果指標」において、地域ブランド調査における「まちの認知度」を指標とすることは、具体性に乏しく、適切ではない。丹波篠山への観光客などに対するマーケティング調査で得られる具体性のある数値を指標に設定すべきである。

そのほか事務執行上の留意点

丹波篠山市には多くのブランドがあるにもかかわらず、情報発信が不得手である。組織的、戦略的に情報発信、ＰＲに努められたい。また、一旦定めたブランドコンセプトに固執することなく、時代やマーケットに合わせた柔軟なブランドコンセプトの視点を持ち、施策展開されたい。

4．終わりに

9 月 24 日に総合計画調査特別委員会を設置してから、約 2 カ月に渡って調査を行ってきた。第 3 次総合計画（案）については、10 年間の射程を持つ長期計画であるが、コロナ禍にあって、長期的な社会情勢を見通すことは難しい側面があることも否定できない。実際に同計画（案）においても、そのことを認めており、長期的な予測が難しい旨の記述が散見される。

当委員会としては、こうした事情を受容する一方、具体的な見直しの時期を提言することによって、総合計画の実効性、翻っては調査の妥当性の担保を図った。このように今回の第 3 次総合計画（案）を大きく位置付けた上で、基本構想（案）や基本計画（案）の内容について、調査を進めてきた。新型コロナウイルスの感染拡大によって、市当局の策定スケジュールに対する影響もあり、議会としての調査も一定の時間的制約の中で行わざるを得ない状況であったが、延べ 8 回に渡って委員会や各分科会を開催し、議論を重ねてきたことを踏まえ、138 頁からなる同計画（案）について一定の調査ができたと考えている。

当市においては、これまでの財政健全化の取り組みにより、令和元年度の実質公債費比率[5]は 17.2%となり、起債にあたり県知事の許可が必要となる基準を下回る等、改善してきているものの、人口減少や少子高齢化に伴い、税収の減少をはじめ財政状況に影響を及ぼすことが見込まれることから、引き続き財政運営には留意する必要があると同時に、行政サービスに対するニーズの多様化や公共施設など老朽化した施設、道路、上下水道等のインフラ資産の更新や改修に多額の費用が必要と想定されること等、これからの行政運営はますます困難なものになってきており、自治体経営の視点が強く求められる状況にある。

自治体議会には、二元代表制の一翼を担う住民代表機関として、市民福祉の向上を推進していくことが期待されているとともに、行政監視機能と政策立案機能を発揮し、最良の意思決定に導くことが求められている。総合計画調査特別委員会としての調査活動はここで終了するが、当市議会としては、市政を長期的に展望するとともに、自治体経営の視点を強く意識しながら、市全体の活性化と市民福祉の向上に向け、引き続き取り組んでいきたい。

[5] 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、3 ヶ年の平均値を用いる。